

令和4年第1回
湖北環境衛生組合議会定例会会議録

開会

令和4年2月4日

閉会

湖北環境衛生組合議会

令和4年第1回湖北環境衛生組合議会
定例会会議録

令和4年2月4日（金曜日）午後2時36分開会

議事日程

令和4年2月4日（金曜日）午後2時36分開会

- 日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 議案第1号ないし議案第3号
日程第4 一般質問
日程第5 議案質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名議員の指名
日程第3 議案第1号ないし議案第3号
日程第4 一般質問
日程第5 議案質疑・討論・採決
-

出席議員 13名

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 鈴木康仁君 | 9番 | 小倉博君 |
| 3番 | 村上泰道君 | 10番 | 宮嶋謙君 |
| 4番 | 関口忠男君 | 11番 | 櫻井繁行君 |
| 5番 | 徳増千尋君 | 12番 | 長島幸男君 |
| 6番 | 高野要君 | 13番 | 村田春樹君 |
| 7番 | 鈴木行雄君 | 14番 | 木村喜一君 |
| 8番 | 櫻井健一君 | | |

欠席議員 1名

2番 岡野孝雄君

法121条により出席した者

| | | | |
|------|-------|-------|--------|
| 管理者 | 谷島洋司君 | 会計管理者 | 佐谷戸美紀君 |
| 副管理者 | 島田穰一君 | 事務局長 | 嶋田勉君 |
| 副管理者 | 坪井透君 | 庶務課長 | 高橋加通君 |
| 副管理者 | 田所和弘君 | 所長 | 三橋信一君 |

職務のため出席した者

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 課長補佐 | 古渡正好君 | 主幹 | 金子桂子君 |
|------|-------|----|-------|

令和4年2月4日（金曜日）

午後2時36分開会

○議長（関口忠男君） 会議を開催するにあたり、議場内の皆さまにお伝えいたします。

今般の新型コロナウイルスの感染防止のため、議員並び執行部の発言を含み、議場内でのマスクの着用を許可いたします。

なお、傍聴席につきましては、飛沫感染や3密防止のため、座席の間を空ける必要から、本日は6席に減らしましたことをご了解願います。マスク着用やせきエチケットについてもご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回湖北環境衛生組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

この際、日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から、令和3年11月分までの例月出納検査報告書が提出されておりますのでご報告申し上げます。

なお、報告書は事務局に保管してありますので、ご覧くださいませようお願いいたします。

次に、地方自治法第121条の規定により、議長において今期定例会に出席を求めた者の職氏名は、

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 管 理 者 | 谷 島 君 | 会計管理者 | 佐谷戸 君 |
| 副 管 理 者 | 島 田 君 | 事 務 局 長 | 嶋 田 君 |
| 副 管 理 者 | 坪 井 君 | 庶 務 課 長 | 高 橋 君 |
| 副 管 理 者 | 田 所 君 | 所 長 | 三 橋 君 |

以上であります。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

これより議事日程に入ります。

日程第1 会期の決定

○議長（関口忠男君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（関口忠男君） 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、

11番 櫻井繁行君 12番 長島幸男君

の両名を指名いたします。

日程第3 議案第1号ないし議案第3号

○議長（関口忠男君） 次に、日程第3、議案第1号・令和4年度湖北環境衛生組一般会計予算ないし議案第3号・湖北環境衛生組職員給与に関する条例の全部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

直ちに、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 令和4年第1回湖北環境衛生組議会定例会の開会に当たり、議案の説明に先立ち、令和4年度の組合運営に関する所信の一端を申し述べさせていただきます。

我が国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあります。先行きにつきましては、国内外の感染症の動向や金融市場の変動等の影響を注視する必要があるとの報道等がなされております。

茨城県においても、新たにオミクロン株の発生で、今後新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、県税収入の見通しが不透明で予断を許さない、そういった状況であると見込まれております。

自治体においても、自主財源の減少が見込まれる一方、歳出については扶助費や公債費等の義務的経費の増加が想定され、または、財源の不足から大きく基金を取り崩す見込みもでてまいるとの見解も示されております。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策を引き続き実施していくことが必要であることから、歳出金額が今まで以上に増大することが見込まれる模様であります。

さて、令和4年度の組合予算の編成に当たりましては、当組合の財源は、そのほとんどが構成市からの負担金で賄われていることに鑑み、歳出全般にわたり、組合本来の目的であるし尿の適正処理を念頭に、限られた財源を効果的・効率的に運用すべく、事務事業について整理や統合など、時流に沿った仕様書等の見直しを図ったものであります。

最後になりますが、議会、議員各位の皆様のご理解、ご協力の下、安全で適正な施設運営ができますことを、改めて感謝申し上げ、今後も皆様に信頼される組合運営を目指して参ります。

それでは提案いたしました議案について、概要をご説明申し上げます。

議案第1号・令和4年度湖北環境衛生組合一般会計予算について。

本件は、予算の総額を、436,706,000円といたすものでございます。前年度より2,019,000円の減(0.5%)でございます。歳入歳出の款別内訳として、最初に、歳入の内訳につきましてご説明申し上げます。

分担金及び負担金399,974,000円、使用料及び手数料6,708,000円、財産収入7,000円、繰越金30,000,000円、諸収入28,000円でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。議会費1,409,000円、総務費35,062,000円、衛生費398,916,000円、公債費19,000円、予備費1,300,000円といたしました。

なお、一時借入金につきましては、借入れの最高額を昨年度と同額の20,000,000円といたしました。詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書に記載のとおりでございます。

次に、議案第2号・湖北環境衛生組合職員定数条例の全部を改正する条例を制定することについて及び議案第3号・湖北環境衛生組合職員の給与に関する条例の全部を改正する条例を制定することについて。

本件は、課の統廃合による行政組織の改編に伴い、当該条例を見直し、所要の改正が必要となったため行うものでございます。

以上が、提案いたしました議案の概要でございます。

十分ご審議のうえ、議決を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

大変申し訳ありません。一部訂正をさせていただきます。諸収入につきましては、17,000円ということでございます。訂正してお詫び申し上げます。

○議長(関口忠男君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第4 一般質問

○議長(関口忠男君) 次に、日程第4、一般質問を行います。質問は通告の順にこれを許します。

6番・高野要君。

○6番(高野要君) 6番・高野でございます。これ議案からだっけ。

○議長(関口忠男君) 一般質問からです。

○6番(高野要君) 一般質問から、はい。一般質問を行います。

第1点目、組合が団体等と交わす覚書についてであります。一般に、覚書というものの法的拘束力については、いろんなケースがあると聞いております。ただし、それがこの湖北環境組合のような公的団体が民間団体などと覚書を結ぶという場合、民間団体側は当然、その法的拘束力云々ではなく組合を信用し、内容が遵守されることを確信して覚書を締結すると

私は思います。

しかし、ご承知のとおり、当組合は、平成18年に柏山浄化プラント対策委員会と締結した覚書を、前今泉管理者時代に突然言いがかりをつけてきました。この言いがかりという言葉は、私の思いがあつての表現ですが、お許しいただきたいと思います。結局は、言いがかりをつけ、覚書を反故してしまったわけであります。覚書を解除しました。そもそも、あの覚書はかつての横田管理者時代、皆さん分かるか分からないか、分かんないですけど、石岡の市長です。ここを建設するとき、島田市長さんはおられたと思います。施設建設に同意する代わり、代替えです。政治的決着です。除草作業の委託を受けると約束に基づいて結ばれたもので、何ら地元の人はこの覚書で後ろめたいことはないわけでございます。この地元の建設時に、建設同意の署名をしました。この署名は区長と私がしました。このことによって、ここの建物のうちの8億円は、我々が署名したことによって交付されているんです。よく覚えておいてください。この件で、対策委員会と当組合は裁判をしました。結果として、地元は悪くない、この地域の方は悪くないという裁判所の判断が示されました。皆さんお金がたくさんかかって大変だとも言うております。私は、それを至極当然の判断だと考えているわけであります。当たり前のことです。この事例のときに組合の取った行動というのは、外部から非常に信用できない団体だなと私は見えたと思うんです。信用失墜行為という言葉がありますが、本当にそういう行為でありました。そういう意味で私が懸念しますのは、良いとか悪いとかではないんです。今後、組合がですね、このような覚書を結ぼうとしても、私は本当に、このことが分かったら、相手に信用してもらえないのではないかとということです。この地区で私の知り合いが区長をやっていたら、辞めさせます。逆に、先ほど申し上げたのと同じように、組合が簡単に覚書を反故してしまって、これですよ、ここです。民間団体等に迷惑をかけるようなことはないのかっていう、今後のことですけどね。私はそこを心配するわけであります。行政は何でもできる。私も弁護士に聞きました。こういうことってないでしょうと。銀行でも何でも、こういうことありませんよって言ったら、法律的には一方的にできるということでもございました。

そこで伺いますが、谷島管理者は柏山浄化プラント対策委員会との覚書を反故した一連の行為を組合のトップとして、どのように考えているのか。そして、今後、組合が団体等と覚書を結ぶ際、その覚書に書かれていることを遵守することについて、どのような見解をお持ちか伺いをいたします。

それから、私は思うんですが、そもそも、あの覚書を反故したとき、先ほど申し上げましたように、あれは組合の言いがかりだったと私は思います。相手の団体が規約を作っていない、規約に総会が入っていない。仮に、それが問題にするのであれば、ここです。今だから言えますが、それはその団体と覚書を締結する時点の問題であつて、覚書を締結した後にそれを言うとはどうかと。それは覚書を締結する時点で、それを相手に求めなかった組合側

の、私は責任がまず、問われるべきだと思うんです。ですから、和解ではありますが、地元
に問題ないという判決が出たのかなと私も思っております。残念ながら、あの時の組合の反
応は、悪いのは全部柏山浄化プラント対策委員会で、自分たちのやったことは頼被り。公的
団体の取るべき、これは態度ではなかったと皆さん苦しい思いをしました。今の谷島管理者
は当時の管理者ではありませんので、谷島管理者に責任取ってほしいと言いたいのですが、
言うわけにはいきません。谷島管理者は、当時、責任者でなかっただけに、この問題を客観
的に見ることができる立場だと思しますので、ご自身の政治姿勢に照らし、覚書を反故した
際の考え方をどう捉えているのか伺います。

また、この問題について、当時から副管理者としておられる島田副管理者にも、当時を振
り返って、これをどうお感じになっているか伺いをいたします。もう和解になってますの
でね、しっかりと答えてください。

次に、通告2点目、組合が議員や市民等と協議をする際の信義について伺います。先
日、私はある公的な場所で驚くようなことを聞きました。それは、この組合が、私と某議員
が事務局と打合せをする様子を市長の指示により3年間にわたって、私たちに無断で録音を
していたという事実でございます。聞くところ、相手に無断で会話を録音するという行為
は、刑法上、問題はないとのことでございます。

また、私が所属している石岡市では、執行部が要望等を受けるときに録音をすることので
きるという条例を定めておりますし、昨今問題となっているパワハラなどの様々なハラスメ
ントを排除しようという中で、録音という行為は致し方ない。私も承知しております。しか
し、先ほど申し上げた、要望を受ける際には録音することができるという条例を石岡市が定
めたのが令和2年9月のことでございます。この組合が無断録音を始めたのは3年前、その条
例はなかったわけでありまして。それ以前に、この組合は現在に至るまで、石岡市と同じよう
な条例が制定されていないわけでありまして。ここにはそういう条例はありません。そのよう
な中で、管理者が職員に議員との会話を録音しろと命じるというのは、一体どういうことな
のか。刑法上、録音という行為そのものに問題がないとしても、それを第三者に聞かせた
り、公的な場所で公開されたりすれば、少なくとも、私も同僚もプライバシー権は侵害され
ると思います。これはそもそも、私、議員と組合職員や管理者との間の信頼の問題だと思
うんです。そこに信義というか、信頼関係があれば、普通は録音などしないはずで
す。一言断るでしょう。では、なぜ録音したのかといえば、疑った見方かもしれませんが、今泉管理者
は我々の会話を録音することで、我々の何かを拒もうとしたのか。悪く言えば、陥れよう
としたのかとってしまうわけです。信頼関係ということについては、相手だけで責めても仕
方ないので、私も管理者と信頼関係を築けなかったことについて、反省すべきところは反省
します。それでもなお、条例等の根拠もない中、管理者が職員に議員との会話を無断で録音
するよう指示したという事実についてですね。当時からおられるんで、島田副管理者さん

ね、もうお辞めになられるということですね、非常に私も寂しいんですが、答弁をお願いします。そして、現在の谷島管理者ですね、私は今後のことと言っているんですね、こういうことを続けてはいけませんよと。それで、録音するのはいいですよ。断ってからやった方がいいんじゃないかと。そんな感じでおります。見解で結構です。コロナ禍でありますから、小さい声でお話したいと思しますので、ご答弁をお願いします。

〔「迷惑については○」と呼ぶ者あり〕

○6番（高野要君） すみません、申し訳ありません。3番目になりますが、迷惑に対する考え方ですね。これについてはですね、私もですね、あまり深くは考えていないんですが、この施設ではね、よく迷惑迷惑という言葉が出てくるんですね。この施設での迷惑というのは何かというと、地域への迷惑だと思うんですね。臭いとか。

しかしながら、その迷惑がですね、どのようなものなのか、どの範囲なのか。ちょっとね、私が考えても考えつかないっちゃうか、範囲が分からないので、簡単に結構でございますので分かればお願いしたいです。分からなければ、後でお教えいただければ幸いです。

○議長（関口忠男君） 事務局長・嶋田君。

○事務局長（嶋田勉君） まず初めに、覚書についての信義則の考え方についてお答えさせていただきます。覚書とは、契約書の一種であり、忘れないように書き留めておくための簡潔な内容の契約書です。したがって、他の契約等と同様、記載されている権利の行使や義務の履行に当たり、社会生活を営む者として相手方の信頼や期待を裏切らないように誠意を持って行動すべきと考えております。

次に、①の1. 過去に団体等と交わした覚書に関する事例への見解についてお答えいたします。組合では平成18年、平成23年に自然林広場の管理に関する覚書を交わし、柏山浄化プラント対策委員会と紛争が行われてきた経過がございます。現在は、和解によりまして、紛争が団体側に起因するものではなく、組合が不適切な事務手続きにより混乱を招いたことを認め、団体に深く謝罪したところでございます。

次に、組合が議員や市民等と協議をする際の信義についてお答えします。議員や市民等と協議をする際には、社会生活を営む者として相手方の信頼や期待を裏切らないように誠意を持って行動することが大事と考えております。

次に、迷惑に対する考え方についてお答えいたします。迷惑とは一般的に、ある行為が元で他の人が不利益を受けたり、不快を感じたりすることだと認識しております。施設近隣住民の皆様の声を聴き、し尿処理に対する理解と認識を深めていく努力をして参ります。

〔「休憩して、勉ちゃん来て。書くもの持って」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（嶋田勉君） はい。

〔「これ駄目だっぺ、答えなければ。○書いてっってみろ。組合が覚書を結ぶ際、これは一般論だよ。組合が団体等と覚書を結ぶ○、その覚書に書かれていること

を遵守することについて○どうなんだと。あとこれ，○当時，○客観的に見ることができると、自分の政治姿勢に照らして覚書を反故した際の考え方，解除した時の考え方。それを言いなさいよと。○よろしいですか」と呼ぶ者あり]

○議長（関口忠男君） 暫時休憩いたします。

午後3時01分休憩

午後3時02分再開

○議長（関口忠男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。

まず初めに、施設の運営上、近隣住民の皆様には多大なるご迷惑をおかけしていることを心からお詫び申し上げますとともに、ご理解、そしてご協力いただいていることを心より感謝申し上げます。

先ほど、覚書を遵守することのお話がございました。組合としまして、そういった近隣住民の方とお約束をして、そういったことを守っていくこと、そういうことは大変大事なことで思っているところでございます。

信義則及び迷惑についての考え方も、ただいま事務局長が答弁したとおりでございます。そういった経緯を踏まえまして、管理者としましては、現在、行政として適切に運営を行って、そして、今後とも行政として適切な組合運営をして参りたいと思っておりますので、どうぞご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

〔議長、一方的な回答。反故って言葉違うけど、一方的に今泉さんが覚書を解除したと、そのことについて〕と呼ぶ者あり]

○議長（関口忠男君） 続いてどうぞ。

○管理者（谷島洋司君） 前管理者の契約の解除につきましては、その当時の経緯については、事務局長からあったとおりでございますけれども、私としましては、近隣住民の方にもそういった不信や、それから、組合として信用を失くすようなことをしないように、しっかり近隣住民の方と意思疎通を図り、この組合の正規運営に努めて参りたいと考えております。

〔あと島田さんに〕と呼ぶ者あり]

○議長（関口忠男君） 副管理者・島田君。

〔解除を振り返って下さい〕と呼ぶ者あり]

○副管理者（島田穰一君） ご苦勞様でございます。それでは、再質問にお答えをさせていただきます。再質問じゃないな。

〔じゃないわ。1回目の質問よ〕と呼ぶ者あり]

○副管理者（島田穰一君） 1回目の質問にお答えさせていただきます。

先ほどね、管理者、事務局長が答弁したとおりでございますが、私も長く皆さんとお付き合いをさせていただいている関係上、お詫びを申し上げながら答弁をさせていただきますが、柏山プラント組合の皆さん方には、長年、この施設の関係でお世話になっているわけがあります。大変負担をかけたたり、また、迷惑をかけたたり、ご協力いただいたりということで相互理解をしながら、今日あるわけであります。そういう中でも、過日、和解は成立しておりますけれども、その和解の中には、組合の方の事務手続きが不適切だということであったわけでありますので、そういう問題も当然、申し訳なかったなどお詫びも申し上げなければいけないというところでございます。お詫び申し上げたいと思います。

また、この関係で私も十分反省はしなければいけないところは、相手方の信頼や期待を裏切らないように誠意を持って行動することが大事だなと思っているところでございますので、辞める自分としては今日まで反省をしながら、これから引き続きやっていかれる皆様方にもこういうことの信頼というものの大事さ、重要性というものをつなげていきたいなと思っているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

〔「録音、テープ」と呼ぶ者あり〕

〔「局長は何聞いているの。ちゃんと質問整理しなきゃ」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 事務局長・嶋田君。

○事務局長（嶋田勉君） 録音につきましては、質問者に対して、正確に答えなくちゃならないという意味もありまして、言葉をきちっと大切にという意味でも、録音をするという趣旨で行って参りました。

○議長（関口忠男君） 高野要君。

○6番（高野要君） 忘れちゃうといけないんでね、録音から入っていいのかな。今ね、○確かに大事なんですね、人の会話というのはね、一言一句ね。一言間違うとね、大変なこともあります。

しかしながら、私が言っていることは、個人、私と徳増、私ら2人、両名については、市長が録音しなさいと言ったんだ。これ裁判所で言ってるから本当なんです。聞かれました。だから、私が言っているのは、間違えないためにやったとかなんかじゃなくて、動機が不純でしょ。それを言っているんですよ。今はもうね、これでどうのとか、訴えるとか言いませんけど。録音も大事なときあります。しかしながら、3年間にわたって、徳増さんはこっち来たの遅いんですけど。私は3年間にわたってね、録音されてた。とんでもないことでしょ、これ。それが皆さんに聞かせてたりなんかしてたらどうするんですか。公的な場で行われていることは、公的な場のものであってね、外に出すものではないんです。それを行ってたちゅうこと。今泉も悪い。でも、それをやってた職員、公務員だったら分かるだろ。盗み録りしたり、こういったことができるかどうか。私はね、市議会議員です。市長さん方と権限

は一緒です。二元代表制って分かりますか。一緒なんです、権限は。だから、今泉さんにやられる必要もない。ただ、こういうことはね、やらせた方が悪い。職員が悪いとは言わない。ただ、だけど、少しは反省もしなくちゃいけないんですよ。言われればやるんだでは。3年間ですよ。そのテープ持ってきてください、ここへ。もらって帰りますから。それがね、裁判所で出てきたんですよ。びっくりしましたよ。ここへ来て、話したりなんかしていること3年間。犯罪ですよ。私は、今もう何も言わない。今日ね、あまり大きな声は出さないうで帰ろうと思ってたんです。島田さんと、これは副管理者と最後の議会になるかもしれないんでね。ただ、だけどね、これからね、管理者にも言いますけど、そういうことはやっちゃ駄目ですよ。憎くても何でも駄目、やっちゃ。だから、私ごとね、録音したっちゃうから、私は思ってるんですよ、他の人じゃなくて良かったって。私が犠牲で良かった。これからね、責めはしません。もうこれからは、そういうことをしないように。今は子供でもやらないです、そういうこと。ですから、これからはきちっとね、録音するときは録音してくださいと言って、自分のスマホで録ったりなんかしない。ちゃんと録音機を置いて録って、議会もそうですけど、残すとか、そういうことをやってくださいよ。私もちょっと今年からはね、気持ちを大きくしてね、前向きに行こうと思ってますんで。管理者ね、うん、そういう時はお互いに意思の疎通を図って、今日は録りましょうとか、そういったことをやっていったらいいと思います。職員の電話機でね、胸に入れて録らせたり、もうそんなことは人間最低ですから、そういうことはないようにね。そういうふうに職員を育てないでください。これはお願いします。まあ、なるべく3年分あったら、私の家へ届けておいてください。これは終わります。

あと5分あるんでね。あとですね、まあ総括みたいになるんですが、この湖北環境衛生組合がこの地区にできてね、もう50年です。50年間の中、地区住民もいろんなことで随分ひどい目に遭ってきました。特に、近年は地区の中で揉め事が多く、以前平穏だったころの面影も薄れてきています。みんな言っていることは、この施設ができてから起きたことです。この施設が無ければ、おそらく、町内も一つでみんな仲良くなっていたんじゃないかなと、みんな語っております。私もですね、こう最近思うんです。石岡市の処理であれば、自分の街のことだから我慢もしますね。でも、なぜ隣のし尿まで私たちが我慢しなきゃいけないんだと、広域というものの。やはり、廃棄物法があって、近隣の住民には配慮することとなっています。組合ができたころと違って、近隣の自治体はみんな立派なね、市になりました。そろそろ、私はですね、それぞれが自分の街の中で、し尿を処理していいんじゃないかなと。そして、こういうふうに3市の中でね、こういう小さい地区がこんな思いをしなければいけないのか。金の問題じゃないんです。助成金を配れば黙るだろう。そんな問題じゃない。私は思っております。この地区は豊かな区ですから。まあそこでね、この地区が平穏で石岡でも一番いいと言われてきたのが、今はこのような状態です。かき乱されました。それ

を、皆さんにこれからお願いしたいのは、元に戻してください。戻してやってください。どういふことで戻してくれるのか分かりませんが、この地区を元に戻してください。それを、私は自分の議員の最後の仕事にしたいんです。この豊かな自分の町内をですね、まあこれからですね、そういう方向に向けてきちっとやってくれることができるのか。できなければ、早急に出てってもらいたい。もうそのぐらいの値はありますよ。と私は思っております。まあこれはね、局長に聞いても仕方ないんで、管理者の皆さん、今私が述べたことについて、どのように思われますか。町内が二分、三分してね、元のね、楽しかった、そういうところにはなっていないんです。だから、私はそれを返してほしい。この施設が無ければ、こんなことなかったんです。これからですね、地域に対してどのような配慮をしてね、ここにいる限りやってくれるのか。管理者の皆さんに見解を伺います。

○議長（関口忠男君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） この組合は、議員ご存知のとおり、石岡市と小美玉市とかすみがうら市が現在、広域行政の一端を担う組織として、この役割を果たしているところでございます。そういった中で、近隣の皆さんには、先ほどもお話ししましたようにご迷惑をおかけしているということは、心からお詫びをして、今までのご理解と、そしてご協力いただいていることに改めて感謝を申し上げたいと思っております。近隣の皆さんの思いをしっかりとこの組合として受け止めていきながら、どのように地域の皆さんと共存していけるかと、そういったことを今後も管理者として取り組んで参りたいと思っておりますので、どうぞご理解とご協力を引き続きお願いしたいと思っております。

○議長（関口忠男君） 以上で、通告による質問は終了いたしましたので、これをもって一般質問を終結いたします。

日程第5 議案質疑・討論・採決

○議長（関口忠男君） 次に、日程第5、議案質疑を行います。質疑は通告の順にこれを許します。

6番・高野要君。

○6番（高野要君） 6番・高野要です。議案第1号・令和4年度湖北環境衛生組合一般会計予算について質疑をして参ります。予算書の自治振興助成金でございます。この予算措置については、もう何度も伺ってきたわけですが、この予算が可決されますと、またこれまでと同じような運用がなされ、また同じような問題が出てくると懸念いたしますので、あくまで令和4年度の予算審査の観点から、2項目について伺って参ります。

まず1点目、自治振興助成金と他の自治体や公的団体の補助金との関連について伺います。この助成金は平成30年度から予算化されてきたわけですが、これまでに交付し、実績報告が提出された中で、他の自治体や公的団体からの補助金が充当されている事業に当組合

の自治振興助成金も充当されていたという事例はあったのでしょうか。まず最初に伺います。それから、当組合の自治振興助成金条例施行規則を見ますと別表の欄外に、他の制度と重複する場合には、当該年度予算の範囲内で管理者と助成事業者が協議をして決めるものとする書かれております。そこで、ここに書かれているような事例があって協議が行われたことはあるか、その点について伺います。

次に、自治振興助成金の事業への充当と自治会費の関係についてであります。自治振興助成金は、その地区が行う何らかの事業に充当されるわけではありますが、当然それによって、事業に対する地元の皆さんの金銭的な負担は軽減されることになると思います。負担の軽減自体はいい事だと思うんですが、本来、その軽減された分というのは生活環境に係る地区自治の振興のために、他の事業に使われるべきだと思います。それが条例の趣旨です。これが仮に、ある地区で自治振興助成金によって、地区住民の負担が軽減された分を住民の会費を減額に回してしまった場合、この場合、自治振興助成金は本来の地区自治の振興を図るという目的を離れてしまって、結果的に住民個人へのばら撒きになってしまうと私は思います。仮にもし、今申し上げたような事例があったとき、組合としてどのような対応がですね、可能なのか。一般論ですね。疑問に思うわけです。そのような助成金の運用があったとしても、私も組合が全部悪いとは言いません。地元が全部悪いとも言いません。

しかし、結果的に住民個人の財布、お金を個人の財布に入るような補助金の在り方は、私は違うんじゃないかと思います。つまり、制度自体がおかしいんです。今運用されている条例や施行規則を見ても、そのような事例の防止はできないんじゃないかと思うんです。それについて、組合はどのように考えているのか。

また、組合は現行の条例、また、施行規則を見直して実質的に住民個人を助成するような運用を防止ですね、止める意思はあるのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（関口忠男君） 事務局長・嶋田君。

○事務局長（嶋田勉君） お答えいたします。

自治振興助成金と他の自治体や公的団体の補助金との関係につきましては、組合といたしましても、当該助成金と他の補助金制度が重複しないよう当該助成金条例に基づき、厳正に精査したうえで交付いたしております。

次に、自治振興助成金の事業への充当と自治会費との関係につきましては、あくまで当該助成金条例等に基づき、地区の助成金に係る対象経費に対して助成金を交付しております。

なお、組合が自治会費との関係までは関与できるものではないと考えております。

以上です。

〔「あのね、最初に聞いたこと。事例はあったかということですよ。事例と協議はしたことがあるか。ないんだったら、ないでいいです」と呼ぶ者あり〕

○事務局長（嶋田勉君） 充当した経過はございません。

〔あとは、そういったこれ、実質的に住民個人に入るようなこと、それに対しての運用、防止をする用意があるかちゅうこと。やった金は知らないでいいの〕と呼ぶ者あり〕

○事務局長（嶋田勉君） 地区に交付した助成金に対しましては、実績報告書を基に、二重払い等がないように十分精査したうえで、地区に交付してございます。

〔意味分かりません。交付してからあれだったらいいの。最初に注意して〕と呼ぶ者あり〕

〔答弁と質問が合っていないと思うんだよね〕と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） 6番・高野要君。

○6番（高野要君） じゃあね、しっかりとね、今ね、鈴木さん言ってるけど、鈴木さん議長じゃねえんだけど、一生懸命聞いてるんだから。先日言ったでしょ、あんたに、答弁調整で。大丈夫ですかって。そしたら、私たち優秀だから大丈夫ですって言ったよね。だから、何も教えてあげなかった。これ心配なことですよ。時間たっぷりあるからね。これ自治振興助成金ね、大変ですよ。出してこのお金がどういうふうに使われているかも何にも、あんたそこまでは今、調査しないみたいな話をしたけど。あんたたちはあれでしょ、費目に沿ってお金払ってるんですよ。それ以外にお金払われたときどうするんですか。取り戻すんですか。なかなかそこまできないでしょっていうことを私は今、言っているわけですよ。やったもの取り返すの大変ですよ。そういういい塩梅の助成金でどうするんですか、これ。電気料の。これ事実に基づいて話してるんですよ。石岡市とここから電気料が払われていたり、ここからお金をもらったから区費は無くしますって。法律違反ですよ、これ。あんたたちは人の税金を、あれですか、言われたとおりに、昨日の石岡じゃねえけど、言われればどんどん出して、後は知らないですか。こんなコロナ禍の中で財政が本当にひっ迫している中、そんでなくても、この助成金なんてのはばら撒きなんですよ。労働の対価じゃないんですから。そんなもの他の人に聞いたら怒られますよ。分かります。何の助成なんですか。だったら、その辺いっぱい払ってやったらいいでしょ。少しでも迷惑あってもとか。車の騒音でも何でもそうです。何でも迷惑なんだよ。今言ったこと、質問されていることぐらい聞けよ。本当にね、今、局長の話聞いてとばら撒きとしか言えないですよ。こんな予算通せますか。ばら撒きですよ。やったものに対しては知りません。やった後が大事なんでしょうよ。どういうふうに使われているか。振興を図るなら、地域のコミュニティ、じゃあ酒飲んじゃっても何でもいいんですか。後はもう追っかけはしないんですか。まあ2回目なんでね、いつもまあね、答弁はね、どこでも同じです。こんなもんです。質問書作るのが嫌になります。

それではね、自治振興助成金と他の自治体や公的団体の補助金との関連についてですかね。また初めから話します。今まで伺ってきたことを総括して具体的に伺いますが、ある地区が自治振興助成金の交付を受けて実績報告書を提出してきた事業、例えば、地区の防犯灯の電

気料。その電気料は後になって、他の自治体の補助金も充当されていたと。こういった場合、どうするんだと。

また、逆に他の自治体の方で、自分の自治体以外の団体の補助金として重複して充当してはいけないと重複を禁止している場合、石岡市は禁止しております。その自治体は、交付申請書、または実績報告に誤りがあるとして、やはり事情を聴くなり、提出資料の訂正を求めたり、最悪の場合はですね、補助金の私は返還を求める可能性もあると思うんですね。そのようにですね、当組合の助成金も関係した問題が明らかになった場合、当組合はどのように対応する考えなのか。書きなさい、ここです。当組合の助成金に関係した問題が明らかになった場合、当組合はどのように対応するのか。

〔鈴木行雄議員退席・出席議員12名〕

○6番（高野要君） それから2番目です。自治振興助成金の事業への充当と自治会費との関連についてですが、私は、この自治振興助成金を全て否定するものではありません。ただ、現在の条例の下で行われている組合の運用自体はおかしいと思っています。組合が行ってきた不公平な交付然り、○補助金の上限が決まっていないこと然り、組合のおかしな運用を許してきた現行の条例規則は見直されるべきだと思っています。見直しをして、本当に自治振興のための助成金を作り直したらいいと思っています。この件について、管理者の見解を求めます。

それとですね、2回目なんでね、この地域、お金で50万円、30万円、20万円ぐらいのお金で大騒ぎしました。恥ずかしい限りであります。私は管理者の皆さんにね、1つお願いしたいことがございます。これから誰が管理者になってもね、もう組合はですね、私ですよ、ずっとね、考え変えてって言うようなこと言いましたけど、もうお金で解決しようとか、そういったことでなくて、私は思うんですね。自分たちから、これは迷惑施設だというものを払拭して、無くして、そして、地元住民に誇りに思ってもらえるようなね。私、名古屋の斎場行った時、地域の人がこれがあってうちはいいんだよと、みんなでね、お掃除までやりました。そういう施設にしていけばいいんじゃないかと。臭いも解消しますよ。せっかくつくった公園だから、皆さんに開放します。立派な井戸があります、使わない。金名水なんていうのありますけど、あの水も検査してみたら、きっと立派な水かもしれません。そしたら、他の人たち、水道水飲んでる人がね、お水をもらいに来る。それでちょっとお酒を飲む。そういったね、地域の人に、そのお金じゃない還元の方法。お金が一番卑怯であって、揉める元なんです。ですから、地域にね、ここにもっと桜を植えてあげるとか、そういったことでね、地域とのコミュニケーション取っていったらいいんじゃないかなと思うんですね。

○6番（高野要君）　　そこで、地元住民がですね、やはりどうだよと、うちの方の公園、処理場もあるけど桜になったらいいぞ、とかね。みんな来いよ、とか。そういった地元とね、私と横田市長と話したときはそうでした。公園もつくろう、高野さん。地元と一緒にあって、これは地元の施設だと思ってやってってくれ。それが草刈りでしたけど、無くなりました。私はね、管理者、私たちにはできません。管理者はそういう気合いを持ってね、地区に対していかないと、斎場も同じです。ゴミ焼却も同じです。春になったらいいぞ、組合の施設の周りは桜で満開だと、いっぱいだと。ちょっと角度変えてね、私も考え始めたんですが、そういったことも必要ではないかなと。管理者の皆さんもですね、もう金はやめましようよ。金は人が汚くなります。金はやめて、そういうようなことも考えていただければいいのかなと。

　　あともう1つ、最後になりますね。もう1つ、私が非常に残念だと思っているのは、この地区でね、ここ出て行ってってくれ、反対だっちゅう署名をね、約80%近く集まりました。こっへ持ってきましたけど、握りつぶされて表には出ませんでした。ただ、事実として、まあ署名ですから、今泉さんは少し時間が経ったからそれは署名にあたらなと言っていました。法律上、署名はね、1年でも2年でも問題ないそうです。ここの地域性というか、皆さんは何もなければ何も言わないと思いますが、こういうことで騒いでばかりいればね、1日も早く出て行ってもらいたいというのが実情だと思います。私もそうです。こういったものが無くなれば、また町内でお祭りでも何でも皆で楽しくできますから。議員さんとか管理者に申し上げますけど、機会があったら、なるべく早く地元でね、やってもらえるようにしたらいいのかなと思ってますね。小美玉さん対岸にありますから、小美玉さんでやったときは石岡乗っかってきてもいいのかなという気もしてますけど。まあ、そのようなことでね、この今、私が最後に述べましたけど、谷島管理者どうですか。そういうね、ちょっと一歩ね、前に出た考え、ここは糞を処理するところではないんだ。公園なんだ。私どこだっけかな、行ったときに斎場が公園になっていましたね。フルーツも植わってました。皆さん来てました。まあ、そのくらいのことができなければね、1日でも早くね、出て行っていただくことを私も望みます。まあ、そのこと考える余地があるかどうかお伺いするのと、もう1点、忘れてたけど公平性ですね。

　　これは、ここは何だっけ。自治振興助成金の公平性についてですね。これらのちょっとね、ここの地域で集まりをやったそうです。区長さん方行ったと。んで、話をしたときに1町内は公平じゃねえと、あと2町内は公平だということでね7時間やって、それで役所の職員が何を言うかと思ったら、じゃあ決をとりましよう。もう1人の区長さんは頭にきちゃ

って、こんなことなら金なんかいるかと。それで、じゃあいいよとね、他の地区にそんだけやったらかっぺと帰ったんだけど、帰って聞いたら、それは1年だけじゃなくて、もう永年ですよというようなことを言われて、この役所へ電話したら、昨日あんたはそう言ったでしょ、うちの方は1回聞いたらそれは取り下げません。これに電話でもまた地域の人も来たらしいですが、全くの付度ですよ。そんなことってあります。一職員があんたが言ったことは取り消せないんだよ。立派な人ですよ、この人。もう呆れて、その人はもう補助金なんて要らないと言って、その地区もらってないですけど。そういう非礼なことができてんですよね。ですからね、公平というのはどういう意味だかね、私分かんないですよ。ここへ来てから、公平という意味が分かんなくなっちゃたんですね。公平イコール付度ですか。やはりこれ50年も迷惑を掛けてきたんでね。その50年迷惑掛けてきたら、何をしてやれ何をしてくれとは私は言いませんけど、やっぱりそういう差別とかね、そういったことを事業所がやっちゃ駄目なんです。やった職員ここにいるけど、平気です。何の権限があるのか分かんない。他の人は役所の職員偉いと思ってるから、もう駄目ですよ。谷島市長にお伺います。公平性って何ですか。地域への公平性って何ですか。私は、理由のない公平性は有り得ないと思ってます。公平には理由があると思います。かわいそうですよね。

ということで、あと1分40秒なんで、市長ね、公平にね、何だかんだと聞きませんよ。ただ、だけど公平にやってあげてください。それが市長、あなたの使命だと思います。子供でもそうですよ。100円あったら、長男は好きだから50円、あと2人の子供には25円。ひねくれた子供できますよ。少なくとも33円30銭とは言わないけどね、そんなもんじゃないですか。今それをね、職員ぐるみでやってるんですよ。いずれね、私もね、仲のいい管理者が私と仲のいい人がね、話のできる人が出てくればね、私もしっかり話そうと思っているんですけど、今は我慢の時代だなと思っているんですけどね。その辺のところね、しっかり。ちょっと公平についてね、一言お伺いします。

○議長（関口忠男君） 事務局長、嶋田君。

○事務局長（嶋田勉君） 自治振興助成の公平性につきましては、交付対象3地区への説明会等の実施により、制度の周知等を図りながら公平性の確保に努めているところでございます。

○議長（関口忠男君） 以上で通告による質疑は終了いたしましたので、これをもって議案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論は挙手によりこれを許します。

なお、討論は、原案に反対の討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。

初めに、反対の討論はございませんか。

6番・高野要君。

○6番（高野要君） 議案第1号・湖北環境衛生組合一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

私は、この自治振興助成金、今もお話しておりましたが、この件については何年経っても納得できない。このような本当に、何と言いますか、不公平、今も申し上げましたけど。普通、助成金は支給するべきではない。もっと精査した中でやるべきだというふうに思っております。当初考えれば、時間が、あれ。すみません、時間は。

○議長（関口忠男君） 特に。

○6番（高野要君） 大丈夫、はい。当初ですね、ここで他の助成金が出たときに、もう当初からですね、もう何て言いますか、1地区ありきの助成金を作り上げたわけでございます。それはどういうことかっちゅうと、皆さんもご案内のとおり、この1地区にだけ報告をし、こういった助成金ができたといいことを報告し、他の2地区には報告もせず、この助成金の制度を開始したわけでありまして。そういったことも、この組合はですね、言い逃れして今日までにきております。

○議長（関口忠男君） 高野議員、あの、第1号に対する討論ですか。

○6番（高野要君） はい。

○議長（関口忠男君） 3つあるんで、どれに対する討論か示してからお願いしたいと思っております。示して、お願いします。

6番・高野要君。

○6番（高野要君） 議案第1号・湖北環境衛生組合一般会計予算。それでいいんですか。

○議長（関口忠男君） 大丈夫です。

○6番（高野要君） さっき言ったと思うんだけどな。

じゃあですね、この予算について、反対の立場から討論を申し上げます。簡単に申し上げますが、私は、この自治振興助成金なるもの現在100万円ございますが、この100万円の地域への支給した人にしてはですね、地域に対して大変平等性を欠き、1地区に対しては平等と言いながら、迷惑料は一括でもう済んでおきながら、助成金に迷惑はないわけでありまして、その迷惑料をまた付けて助成金の半分を1地区に払うように進めるというような不当な形の中で、村度行政とも言えることが続いております。こういった中で私が今まで望んできたことは、あくまでも公平性をもって、この地区に大変50年間お世話になってきた、そういうことであれば、この地区の人に万遍なく皆さんに喜んでもらえるように、そしてコミュニティに出すか、そういった面で沢山使ってもらおうと。そういういったことであれば、100万が200万、300万なんぼでもいいと思っております。

しかしながら、この地域振興助成金は、あくまでも1地区に50万をやりたいという思いの中できております。最初は50万円でしたが、それが60万円になり、それで100万円にして。皆さんが平等だというと25万ずつ分けて、あとの25万が迷惑料だと。そういう村度行政は、

私は認められないわけでありまして。そして、私も今、議案質疑でも質疑しましたが、支出している内容が石岡と重複していたり、また、100%でないかもしれませんがね、今年度はここから助成金をもらったので区費は無くしますとかね、そういったこと。こちらへ請求している要項と向こうで行なっていることが違うわけでありまして。そういったことを何ら確かめることも何もなく、そこで局長が述べていることは、そこまでは追求できません。確かに難しいことです。だったらこれザル法じゃないですか。私は、こういった助成金は一度やめて精査し、そこでこの地域の方がね、3地区と言っております。3地区の方が喜んでもらえるような、そういう助成金制度を作るべきであると思います。運用から全てきちんと変えてね。管理者はどう考えているか分かりませんが、これ助成金の天井も決まってないんですよ。こういう運用の仕方はおかしいです。あくまでもありきの政治であります。

ですから、この議案第1号・一般会計予算については、私は反対いたします。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（関口忠男君） 次に、賛成の討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号・令和4年度湖北環境衛生組合一般会計予算を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（関口忠男君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第2号・湖北環境衛生組合職員定数条例の全部を改正する条例を制定することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

次に、議案第3号・湖北環境衛生組合職員の給与に関する条例の全部を改正する条例を制定することについてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関口忠男君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は議了いたしましたので、これをもって、令和4年第1回湖北環境衛生組合議会定例会を閉会いたします。

大変、ご苦勞様でした。

午後 3 時 10 分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 関 口 忠 男

署名議員 櫻 井 繁 行

署名議員 長 島 幸 男